

付託議案の取り扱いに関する理事会決定事項

1. 修正案等について

6月5日（金）の全体会で決定した、修正案等の提出期限について、「全体会での質疑を行う6月23日（火）の午後5時まで、あるいは、同日最後に散会する会議の散会時刻が午後4時を過ぎた場合は、その会議の散会后1時間以内」と変更する。